



1. 趣旨

- 民生委員制度は、大正 6(1917)年に岡山県で発足した「済世顧問制度」を源とし、来る令和9(2027)年に制度創設 110 周年を迎える。
- わが国の社会構造が大きな転換期を迎えるなか、地域共生社会の実現に向けて、さらに重要性が高まる民生委員制度を今後も持続可能なものとしていくためには、その本質を保ちつつ、社会の変化に応じた変革を図っていく必要がある。
- 制度創設 110 周年の節目にあたり、100 周年以降の 10 年間を総括し、今後の活動の方向性を示すとともに、広く社会に民生委員制度・活動の意義や役割等をアピールし、令和 10 年度の一斉改選におけるなりて確保とともに、制度・活動の持続可能性の確保と一層の充実・発展につなげる。

2. 基本方針

- 100 周年以降の取り組みを振り返り、民生委員・児童委員が果たしてきた役割や実績等を明らかにする。
- これからの社会課題について、全国各地の実態を把握し、社会に発信するとともに、対応のための活動を推進する。
- 社会環境の変化を踏まえて、これからの民生委員・児童委員活動のビジョンを描き、活動の充実に向けて、なりて確保や活動環境整備等を含めた制度のあり方、活動の方針を提示する。
- 全国の民児協がともに、各地域の実情をもとに、めざしたい地域の未来像を描き、その実現に向けた検討・取り組みを行うことを推進する。
- 民生委員・児童委員制度・活動の意義・役割を広く周知し、地域の住民や関係団体・機関、若い世代や企業等さまざまなステークホルダーとの連携を推進する。

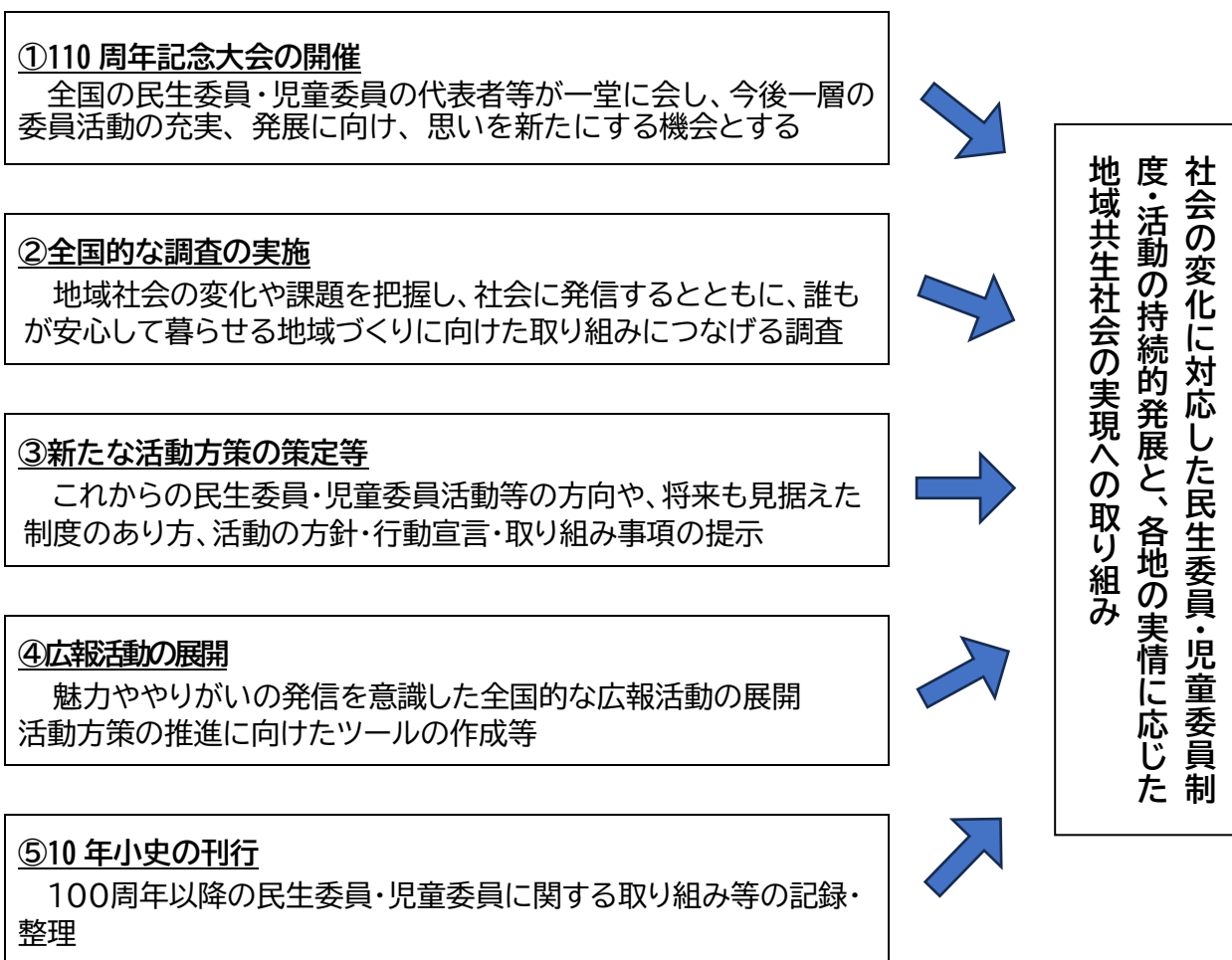
3. 実施期間

○令和9年5月12日(民生委員・児童委員の日)を「民生委員制度110周年の日」とし、記念事業の実施期間は、令和7年10月9日(令和7年度第2回評議員会の翌日)から令和10年3月31日までとする。

4. 事業の内容

(1) 基本事業

記念事業の中心となる事業(基本事業)は以下の5つとする。



【各事業の概要】

① 記念大会の開催

趣旨	全国の民生委員・児童委員の代表者等が一堂に会し、今後一層の委員活動の充実、発展に向け、思いを新たにする機会とする
開催日	令和9年5月12日(水) ※民生委員・児童委員の日
会場・定員	「東京ガーデンシアター」(東京都・江東区有明) 定員 5,000 人
内容等	全1日間のプログラムとし、記念式典および 110 周年独自のプログラムを実施する。

② 全国的な調査の実施

趣旨	全国各地の民生委員・児童委員の活動を通じて、地域社会の変化や課題を把握し、その気づきを含めた民生委員・児童委員の活動や役割等を社会に発信するとともに、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた取り組みを推進する。
テーマ	「民生委員・児童委員ならではの」の視点から、住民の福祉課題、生活課題等に関する今日的なテーマを設定する。
方法	都道府県・指定都市民児協を通じて調査要領、調査用紙を配布し、全国的な調査を実施する(単位民児協もしくは市区町村社協ごとに、一定人数を調査する等の抽出調査)。

③ 新たな活動方策の策定等

趣旨	社会環境の急激な変化をふまえ、これからの民生委員・児童委員活動のビジョンを描き、将来を見据えた制度のあり方や活動の方針・行動宣言・取り組み事項を提示する。
検討方法	民生委員・児童委員関係者に加え、学識経験者等の参加を得て作業委員会を設置し、検討を行う。
検討内容等	民生委員児童委員信条、活動原則、活動方針(7つの機能)等を踏まえつつ、今後の民生委員・児童委員の実践に生かせるわかりやすい活動強化方策を検討する。

④広報活動の展開

趣旨	民生委員制度・活動の一層の発展、充実のため、広く社会、国民の理解と信頼の構築に向けて、効果的な広報媒体を用いて、民生委員制度や活動の役割や意義、やりがい等を発信する。
方法	広報の具体的な内容や方法等については、財源を有効に活用しつつ、多様で効果的なPRに向けた戦略を検討する。 全国段階のみならず、都道府県・指定都市、市区町村の各段階で重層的な取り組みを進める。

⑤10年小史の刊行

趣旨	100周年以降の民生委員・児童委員に関する取り組みや制度の動向等を10年間の「小史」として編纂する。 あくまで、後世に向けた記録の整理・保存を第一義とする。
配布先等	印刷版は簡易な体裁とし、都道府県・指定都市民児協・社協等にのみ配布する。 他の関係者にはホームページからダウンロードして閲覧可能とする。

5. 事業の検討・進捗管理等

- 記念事業に関する基本的な計画立案および準備の進捗管理は、「110周年記念事業企画推進委員会」において行う。
- 事業別の詳細な内容、具体的準備作業については、常設部会のほか、必要に応じて作業委員会等を設置する。

6. 都道府県・指定都市段階における取り組みと支援

- 記念事業は、全国の民児協が一丸となって進める事業であり、全民児連は都道府県・指定都市民児協との連携、協力のもとで進めていく。
- 全国の関係者が重層的かつ一体となって取り組む事業とともに、都道府県・指定都市段階における自主的な事業の積極的な実施に向けた検討も期待される。